



高齢者等対象

インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の定期予防接種

問合せ 健康課（保健センター内） ☎ 827

令和6年度から、インフルエンザ予防接種に加えて、新型コロナウイルス感染症の予防接種が定期予防接種になりました。いずれも接種は義務ではありませんので、メリットとデメリットをよく理解した上で、希望する場合は接種を受けてください。

インフルエンザ定期予防接種

期間 10月1日(火)～令和7年1月31日(金)

新型コロナウイルス感染症定期予防接種

期間 10月1日(火)～令和7年3月31日(月)

共通事項

費用 各接種2500円

対象 接種当日、市内に住民票があり、次の①または②に当てはまる方

① 満65歳以上の方

② 満60歳以上65歳未満で、一定の障害がある方（障害者手帳1級相当）

※②に該当する方は、身体障害者手帳または医師の診断書が必要です。

※①②のいずれにも該当しない方は定期予防接種の対象外ですが、任意で接種を受けることができます。その場合、接種費用は全額自己負担となります。

実施場所 西多摩地域8市町村内の協力医療機関

※協力医療機関など詳しくは、市公式サイトを確認するか、健康課に問い合わせてください。

※やむを得ない理由により、西多摩地域以外の医療機関や高齢者施設などでの接種を希望する場合は、健康課に相談してください。

※S&Dスポーツアリーナ羽村での集団接種は行いません。接種回数 期間中に1人1回のみ

※新型コロナウイルス感染症定期予防接種は、これまでの接種回数に関わらず、期間中に1人1回接種を受けられます。

予約方法 協力医療機関に直接予約
持ち物 「住所、氏名、生年月日」が確認できる書類（健康保険証、マイナンバーカードなど）、接種費用

※接種券はありません。予約票は各医療機関に置いてあります。

接種費用の免除 生活保護受給者および中国残留邦人等支援給付受給者は接種費用が免除されます。接種の際は、医療機関に受給証明書などを必ず提出してください。



▲インフルエンザ予防接種



▲新型コロナウイルス感染症予防接種



市内の中学生が職場体験学習

羽村第一中学校および羽村第三中学校の2年生と特別支援学級の生徒が、市内の事業所などで職場体験学習を行います。

職場体験学習の期間は登校せず、直接職場に出動します。

市内の事業所などで働く中学生に、励ましをお願いします。

実施期間

○羽村第一中学校：10月21日(月)～25日(金)／10月30日(水)・31日(木)

○羽村第三中学校：10月28日(月)～11月1日(金)／11月21日(木)・22日(金)・27日(水)・29日(金)

問合せ 学校教育課指導係 ☎ 376



(公財) 明治安田Jr.の健康財団との連携事業 子育てに関する研修動画を配信します

10月から毎月、子育てに関するさまざまなテーマで、オンライン研修動画を配信します。下の二次元コードから視聴することができます（10月1日(火)から視聴可能）。



10月配信のテーマ「産後のメンタルヘルスケア」

配信期間 10月1日(火)～31日(木)（視聴時間 約26分）

講師 吉田 穂波さん（神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科教授）

内容

出産はおめでたいもの、喜びに満ちているはずのもの、と思っ
ていませんか。

産後に心のゆとりがなくなり、孤立を強いられる夫婦が増えて
います。出産で心身に負担がかかる上に、日常生活が激変すると、
誰に心の不調が出現してもおかしくありません。なかなか弱音を
吐けず、辛いと言えない境遇に置かれている産後の健康状態
を知るだけで、産後の女性や夫がどんなサポートを必要としてい
るのかが分かるでしょう。

共催 (公財) 明治安田Jr.の健康財団、羽村市
後援 明治安田生命保険相互会社

問合せ 子育て支援課児童青少年係 ☎ 261



改定日を含む場合の下水道使用料は 次のように使用日数による案分計算を行います

下水道使用料は、基本使用料と従量使用料の合計金額に、消費税が加算されます。改定日を含む場合は、基本使用料、従量使用料ごとに改定日前後の日数で案分して計算します。



①改定前基本使用料※ ※…1円未満切捨て

改定前基本使用料(2か月分) × 改定前使用料使用日数 ÷ 全体使用日数

②改定前従量使用料※

改定前従量使用料 × 改定前使用料使用日数 ÷ 全体使用日数

③改定後基本使用料※

改定後基本使用料(2か月分) × 改定後使用料使用日数 ÷ 全体使用日数

④改定後従量使用料※

改定後従量使用料 × 改定後使用料使用日数 ÷ 全体使用日数

下水道基本使用料(①+③) = A
下水道従量使用料(②+④) = B
(A+B) × 0.1 = 消費税額※

下水道使用料(税込)
= A+B+ 消費税額



改定内容について詳しくは、市公式サイトまたは検針にあわせて配布したチラシを確認してください。

10月1日(火)から下水道使用料を改定します

下水道事業を将来にわたり維持していくため、下水道使用料を改定します。
ご理解とご協力をお願いします。

よくわかる下水道事業⑨

私たちの生活に欠かせない下水道。その課題や取組みなどについてお伝えします。

問合せ 水道事務所 ☎ 554-2269